



| | |
|--------------|---|
| Title | 御巫本日本書紀私記の配列順序 : 日本書紀訓注との 関わりについて |
| Author(s) | 山口, 真輝 |
| Citation | 語文. 1999, 72, p. 28-38 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/68944 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

御巫本日本書紀私記の配列順序

——日本書紀訓注との関わりについて——

山口真輝

〔御巫本〕へ「ウ2」5、万葉仮名訓等は省く。右肩に冒頭からの通し番号を付した。³括弧内は書紀における出現順序である。〕

²² 狭槌尊(22) ²³ 豊斟淳尊(23) ²⁴ 三神(24) ²⁵ 漂蕩(30) ²⁶ 葉木國(29)

²⁷ 可美(31) ²⁸ 成此純男(25) ²⁹ 状貌(26) ³⁰ 有化生之神(27) ³¹ 浮經

(28) ³² 混成之時(33) ³³ 彦舅(32) ³⁴ 有神人(34) ³⁵ 尼(35)

〔書紀〕へ「第一段本書末」一書第三、御巫本に採られている語句に

ついては、一箇所のみに見られる語句(以下、単独例)は枠で囲み、複数箇所に見られる語句(以下、複数例)には傍線を付し、

右肩に御巫本の通し番号を付した。〕

……次國 ²² 狭槌尊。次 ²³ 豊斟淳尊。凡 ²⁴ 三神矣。乾道獨化。所以、

成此純男。

一書曰、天地初判、一物在於虚中。 ²⁹ 狀貌難言。其中自 ³⁰ 有化生

之神。號國常立尊。亦曰國底立尊。次國狹槌尊。亦曰國狹立尊。

次豊國主尊。亦曰豊組野尊。亦曰豊香節野尊。亦曰 ³¹ 浮經野豊賣

尊。亦曰豊國野尊。亦曰豊鬻野尊。亦曰 ²⁶ 葉木國野尊。亦曰見野

尊。

一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而 ²⁵ 漂蕩。于時、國中生物。

御巫本日本書紀私記(以下、御巫本)の成立について西宮一民氏は、

乙本・丙本は、或る日本書紀古写本の行間ないし頭書として附された片仮名訓(万葉仮名訓を含む)を資料として、平安朝後期に誰かによつて集成成書化されたものである。その方法は巻一の冒頭から訓を順次に拾ひあげ、片仮名訓を万葉仮名に書改め——この時に仮名遣は平安朝後期のものとしてしまつた——、巻十の応神紀に至つて打切つたものである。

と述べられている。¹氏が言われる片仮名傍訓から万葉仮名訓へという方法は概ね首肯されるものの、粕谷興紀氏が述べられるように、「単純に『巻一の冒頭から訓を順次に拾ひあげ』て成書化したものとされる点については、問題がある」²ように思われる。

例えば御巫本神代上においても、冒頭部分こそ日本書紀(以下、書紀)の順序通りに並んでいるものの、(「ウ3」)からは、既に、配列順序に混乱が生じている。

状如葦牙之抽出也。因此有化生之神。號可美葦牙³³ 彦舅尊。次國常立尊。次國狹槌尊。葉木國、此云播舉矩爾。可美、此云于麻時。

一書曰、天地³² 混成之時、始³⁴ 有神人焉。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。彦舅、此云比古尼。

御巫本の「三神」までの配列順序は、書紀における出現順序と一致（右肩の数字と括弧内の数字が一致）しており、冒頭から順次拾い上げられたものと言つて差し支えない。しかし、次の「漂蕩」から「彦舅」までは、「漂蕩」↓「葉木國」、「可美」↓「成此純男」、「混成之時」↓「彦舅」と三回にわたつて前に戻り、「有神人」に至つて、漸く御巫本の順序と書紀の出現順序がまた一致するようになる。

このような配列順序の混乱について、粕谷氏は、「このような転倒が何を物語るものか今のところ明確にし得ないが、あるいは講義の姿を映しているのではないか」と述べられる。その根拠として、「弘仁私記」において、各天皇の条の最後に書紀に見えない語句が掲出されている点を指摘され、「だいたい、日本書紀の『私記』というものは、その伝統からみても、講書に基づくのが本来である」とされている。しかし、御巫本の場合には、書紀に見えない語句が掲出されているなどの事実はなく、また、配列順序に転倒が生じる箇所にも偏りがあることから、別の理由を考へる必要があると思われる。

二

例えば、次のような例がある。

「御巫本」(一三ウ3)「一五オ1」

465 捶籤(466) 伏馬(467) 濁惡(489) 辛苦(492) 廢渠槽(465)
470 平恕(468) 閑居(469) 興台產靈(470) 使祈焉(471) 已凝
戸邊(472) 所作(473) 天日鷲所作(474) 執取(475) 廣厚稱
辭(476) 祈修矣(477) 頃者人雖多請未若此言麗美者也(478)
481 侍警戸側(479) 手抓爲吉抓棄物(480) 以足抓爲足抓棄物(481)
484 掌其解除之太諄辭而(482) 宣之焉(483) 所行(484) 無賴(485)
488 逐降去(486) 結束青草(487) 躬行(488) 見遂論者(490)
492 風雨雖甚不得留休(491) 辛苦降矣(493) 世諄着笠篋以入他
人屋內(494) 負束草(495) 必債解除(496) 太古之(497)
[書紀] (第七段一書第三)

……故素戔嗚尊、妬害姉田。春則廢渠槽、及埋溝、毀畔、又重播種子。秋則捶籤、伏馬。凡此惡事、曾無息時。雖然、日神不愠、恆以平恕相容焉、云云。至於日神、閑居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖、興台產靈兒天兒屋命、而便祈焉。於是、天兒屋命、掘天香山之眞坂木、而上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒石籬戸邊所作八咫鏡、中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖太玉命、飄取、而廣厚稱辭、祈啓矣。于時、日神聞之曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也。乃細開警戸而窺之。是時、天手力雄神、侍警戸側、則引開之者、日神之光、滿於六合。故諸神大喜、即科素戔嗚尊千座置戸之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物。乃使天兒屋命、掌其解除之太諄辭而、宣之焉。世人慎收己爪者、此其緣也。既而諸神、噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無賴。故不可住於天上。亦不可居於葦原中國。宜急適於底根之國、乃共逐降去。于時、霖也。素戔嗚尊、結束青

菓、以爲筭蓑、而乞宿於衆神。衆神曰、汝是⁴⁹⁰躬行⁴⁹²濁惡、而⁴⁹¹圓⁴⁹³遂⁴⁹³齋者、如何乞宿於我、遂同距之。是以、⁴⁹²風雨雖甚、不得留⁴⁹⁴休、⁴⁹⁵而⁴⁹³辛苦降矣。自爾以來、⁴⁹⁴世諱著筭蓑、以入他人屋內。又諱⁴⁹⁵負束菓、以入他人家內。有犯此者、⁴⁹⁶必償解除。此⁴⁹⁷天古之遺法也。……廢渠槽、此云秘波鵝都。挿籤、此云久斯社志。興台産

靈、此云許語等武須毗。太諄辭、此云布斗能理斗。輻轆然、此云乎謀苦留留爾。瓊瑤乎、此云奴儼等母母由羅爾。

書紀において、傍線を付した複数例の採録位置の可能性は右に番号を付して示した限りではない。ただ、単独例の「平恕」が、「濁悪」や「辛苦」より前にあることから、どこかで必ず前に戻る必要がある、また、「辛苦」という語句が、神代紀上下を通して一箇所しか見られないにもかかわらず、468と493の二回にわたり採られていることから、単純に前から順序通りに採録した訳ではないことは確かである。

考えられるのは、引用の後ろから五行目にある「辛苦」↓一行目の「⁴⁶⁹廢渠槽」に戻るか、後ろから三行目の「廢渠槽」↓三行目の「⁴⁷⁰平恕」に戻るかのいずれかであろう。今、前者に拠り、「廢渠槽」以下の項目を、後に一括してある訓注部分から採らずに前に戻って採ったと見たのには、理由がある。

まず、「⁴⁶⁹廢渠槽」については、訓注「廢渠槽、此云秘波鵝都」に対し、御巫本で和訓が「比波奈津」となっているという点がある。訓注部分から採って異なる和訓を記す可能性は低いであろうし、語の意味が分からなくなっていたとしても、誤って写すよりは訓注の用字そのままに採録しそうなものである。逆に訓注でない箇所から採ったと考え、現存する神代紀諸本のこの部分を見れば、「ハ

カチ」(兼方本・兼夏本等、卜部家系諸本)という片仮名訓と共に、「ハナチヒ」(卜部家系諸本および熱田本・丹鶴本等)など「ハナツ」系の和訓が見出せるため、それをそのまま万葉仮名化したと考えやすい。

次に、順序の転倒とは直接関係ないが、四番目の訓注「太諄辭」に関わる項目が、明らかに訓注以外の部分から採られている例として挙げられる点がある。御巫本でこの訓注に対応する項目は、見出し語が「⁴⁸⁴掌其解除之太諄辭而」と訓注の前後を含めて採られ、対応する和訓も「曾乃波良倍乃不止里乃其止乎津加々左止利豆」と、本文に沿った訳訓になっており、訓注部分から採録したとは考えにくい。訓注の「布斗能理斗」に当たる傍線部分も異なっている。

加えて、後に一括されている訓注に注目し、対応する御巫本の項目をその順序通りに並べると次のようになり、訓注部分からまとめて採ったとは考えられない配列順序になっていることが挙げられる。

⁴⁶⁹廢渠槽 ⁴⁶⁵挿籤 ⁴⁷²興台産靈 ⁴⁸⁴掌其解除之太諄辭而 ⁵⁰²輻轆然 ⁵⁰⁴瓊瑤々

また、訓注部分の「廢渠槽」↓「⁴⁷⁰平恕」に戻ったと考えた場合、訓注を一例だけ採って前に戻る必然性がなく、何故前に戻るのがか不審であるが、「⁴⁶⁸辛苦」↓「⁴⁶⁹廢渠槽」に戻ったと考えた場合は、訓注が契機になっていると考えることができる。一書の場合、分注形式で語句の直後に訓注が示される本書とは異なり、一書の後に訓注が一括して挙げられているので、後からその存在に気付くということ

は十分あり得る。以上、以上の点を合わせ考えて、訓注部分から採ったというよりも、そうでない箇所から採ったと考えた方がよいと判断した。

具体的には、「辛苦」の部分まで前から順に拾ってきて、途中で、訓注に「廢渠槽」とあるのに気付く。ところがその語句は採っていないので、それを契機に今度は本文を遡って行く。そして引用の一行目で「廢渠槽」を採り、改めてそこからまた本文を見直し、「平

恕」以下を拾っていったと考える。すると、網掛け部分が二巡目となり、「廢渠槽」以下、正しい順序で並ぶのである。要するに、基本的に前から順次語句を拾っているのだが、ある部分まで来たところで語句の採り落としに気付き、前に戻って落とし分を改めて拾ったために配列順序が転倒している部分がある。そして、その契機として、訓注が大いに関わっていると考えられるのである。

訓注を契機として前に戻ると考えるにあたって、御巫本の項目を訓注部分から採っていないことを前提にしているが、実は、このように、訓注以外の箇所から項目が採録されていると考えられるのは右の例に限らない。神代紀上下において、一書の後に複数の訓注が一括して挙げられているのは一箇所上るが、その複数の訓注が、書紀における配列順序そのままに、全て御巫本に採録されているのは三箇所過ぎない。しかもその三箇所は、訓注が二例のみと少ない部分だけである。残る箇所は右に挙げた例と同様に、訓注部分からまとめて採録されたとは考えられない配列順序になっており、訓注の前後の部分を含む項目があつたり、訓注に対応する御巫本の項目が欠けていたりする場合がある。よって、基本的に御巫本の項目は、訓注以外の箇所から採録していると見た方がよさそうである。

そこで、次は、御巫本全体では、配列順序の転倒はどのようになっているのか、そこに訓注はどの程度関わっているのかという点について、考察を試みたい。

三

訓注との関わりが全体でどの程度見られるのかという点について明らかにするために、配列順序の転倒位置や、どの程度前後しているのかという点について【表】にまとめた。

手順としては、初めに御巫本の項目が書紀のどの位置で採られたか判定し、その上で書紀の出現順序と比較し、御巫本の配列順序が書紀の出現順序と異なる部分について、全て示すこととする。本書と一書では、訓注の示し方が異なるので、表でも分けて示した。

御巫本の採録位置を判定するに当たっては、単独例を最も重視し、そこから複数例の位置を推定することにする。また、前節で示したように、一書の後に一括された訓注部分では、原則として項目を採っていないと考えられることから、その位置はできるだけ避けた。その他、複数例については、和訓を参考に判定したり、大きく離れている例を除外して判断したりすることもある。それでも判断がつかない例については、とりあえず最も前の例を採ることにした。

訓注との関わりを見る前に、【表】を一覧しておく、まず、一書の場合は配列順序の転倒が三三箇所あるのに対し、本書の場合は八箇所のみで、一書の約四分の一と、配列順序の転倒が少ないことに気付く。しかも、eの項目数については、一書では多い例で七四項目飛び越して前に戻っている例があるのに対し、本書では多い例でも三項目だけと少なく、fの離れ具合についても一書では約二千文字前に戻っている例があるのに対し、本書では多くて五五文字に留まるなど、その差は顕著である。また、配列順序が混乱している一連の項目の中で前に戻るのは、本書では一回に限られるのに対し、

| | | | | | | |
|----|---|---|-----------|------------|----|------|
| 13 | 0 | 434填渠毀畔(435) | 1295 | 7-2 | 1 | 58 |
| | 1 | 435羽鱗(434) | 1295 | 7-1 | | |
| 14 | 0 | 439日神恩親之意(441)~441容焉(443) 442送糞(445) 443不平(446) | 1296~1311 | 7-2 | 5 | 76 |
| | 1 | 444織殿(439) 445生刺(440) 446御席之下(444) | 1311 | 7-2 | | |
| 15 | 0 | 452入其石窟(453)~455貴其被具(456) 456足端(458) 457洩(459) | 1314~6 | 7-2 | 2 | 15 |
| | 1 | 458手端吉糞(457) | 1316 | 7-2 | | |
| 16 | 2 | 459神祝々之(452) | 1317 | 7-2 | 7 | 58 |
| | 0 | 465挿籤(466) 466伏馬(467) 467濁惡(489) 468辛苦(492) | 1393 | 7-3 | | |
| 17 | 0 | 469廢渠槽(465) 470平恕(468)~490躬行(488) 491見遂謫者(490)~493辛苦降矣(493) | 1394~1495 | 7-3 | 4 | 391 |
| | 1 | 538繫名(539) | 1693 | 8-1 | | |
| 18 | 1 | 539篠(538) | 1693 | 8-1 | 1 | 5 |
| | 0 | 587唯然(589) 588就而(590) | 1815 | 8-6 | | |
| 19 | 1 | 589幸魂(587) 590奇魂(588) | 1815 | 8-6 | 2 | 47 |
| | 0 | 1140上去(1141)~1187姓氏(1188) 1188使平定(1190) 1189誅此神(1191) | 2392~2514 | 9-1・2 | | |
| 20 | 1 | 1190高胸(1140) 1191頗傾(1189) | 2514 | 9-1 | 1 | 5 |
| | 0 | 1192報告(1193) 1193聞汝所言(1194) 1194今當造(1196) 1195制(1198) | 2515・6 | 9-2 | | |
| 21 | 1 | 1196爲百八十紐(1197) 1197將田供佃(1199)~1227所御(1229) 1228當御於吾兒(1231)~1256共生(1259) | 2516~2716 | 9-2 | 65 | 1183 |
| | 2 | 1257齋主(1192) 1258顯露(1195) 1259大進(1260) 1260竹刀(1261) | 2716・7 | 9-2 | | |
| 22 | 3 | 1261齋庭(1230) | 2717 | 9-2 | 31 | 624 |
| | 0 | 1266副持八目鳴鐘(1268) 1267天孫孫(1270) | 2792・3 | 9-4・5 | | |
| 24 | 1 | 1268光彦(1266) 1269來進(1271)~1275自火爐中(1277) | 2793~5 | 9-4・5 | 2 | 202 |
| | 2 | 1276梶(1267) 1277頭槌(1269) | 2796 | 9-4 | | |
| 25 | 0 | 1281木株(1282) | 2811 | 9-6 | 9 | 445 |
| | 1 | 1282火戸幡(1281) | 2811 | 9-6 | | |
| 26 | 0 | 1294遊行(1295)~1305不與共言(1306) | 2816~2892 | 9-6 | 12 | 199 |
| | 1 | 1306添山(1294) | 2893 | 9-6 | | |
| 27 | 0 | 1393可詛言(1394) | 3111 | 10-1 | 1 | 37 |
| | 1 | 1394疑是之吞乎(1393) | 3112 | 10-1 | | |
| 28 | 0 | 1415臨吾處(1419) | 3192 | 10-2 | 1 | 128 |
| | 1 | 1416八重席(1415)~1419餌(1418) | 3192・3 | 10-2 | | |
| 29 | 0 | 1423後手(1424) | 3194 | 10-2 | 1 | 5 |
| | 1 | 1424落薄(1423) | 3195 | 10-2 | | |
| 30 | 0 | 1436俳人(1437)~1498捫腰(1499) 1499無廢絶(1501) | 3212~3397 | 10-2~4 | 1 | 6 |
| | 1 | 1500瓢掌(1500) 1501令我屈辱(1502)~1503勿復放還(1504) 1504既切(1506) | 3411・2 | 10-4 | | |
| 31 | 2 | 1505別去(1505) [1506稻飯命(1507)~1509所稱(1510)] | 3413・4 | 10-4, 11-0 | 1 | 4 |
| | 3 | 1510八十連(1436) | 3414 | 10-2 | | |
| 32 | 3 | | | | | |
| | 3 | | | | | |

a 配列順序が混乱している一連の項目の中で前に戻る箇所(網掛けはグループ冒頭の語句が訓注をもつもの)、b 御巫本の通し番号と見出し語句(括弧内は書紀における出現順序)、c 御巫本での所在、d 書紀での所在(第一段本書は1-0、同一書第一は1-1のように示す)、e 飛び越している項目数(御巫本において、見出し語句と和訓を合わせて項目と呼ぶことにする)、f 直前の項目との離れ具合(戻る直前の項目の一文手前の文字から、前に戻った項目の最後の一文手分までの文字数を示す。分注は二文字で一文字と数えている。*については本文中で述べる)

本書

| | a | b | c | d | e | f |
|---|---|--|--------|-----|---|----|
| 1 | 0 | 41大苦邊(42) | 2#1 | 2-0 | | |
| | 1 | 42大戸之道(41) | 2#1 | 2-0 | 1 | 2 |
| 2 | 0 | 43面足(44) | 2#2 | 2-0 | | |
| | 1 | 44大富道(43) 分注部 | 2#2 | 2-0 | 1 | 6 |
| 3 | 0 | 315纏其髮鬢(316) | 8#2 | 6-0 | | |
| | 1 | 316八坂瓊之五百箇御統(315) | 8#3 | 6-0 | 1 | 5 |
| 4 | 0 | 384當新嘗時(385) | 11#1 | 7-0 | | |
| | 1 | 385使伏田中(384) | 11#2 | 7-0 | 1 | 7 |
| 5 | 0 | 397使互長鳴(399)~(399)掘(401) | 11#1~2 | 7-0 | | |
| | 1 | 400思兼(397) 401常世(398) | 11#2*3 | 7-0 | 3 | 46 |
| 6 | 0 | 412爲長夜(413) | 12#2 | 7-0 | | |
| | 1 | 413閑居(412) | 12#2 | 7-0 | 1 | 11 |
| 7 | 0 | 1068斫仆喪屋(1070) | 21#1 | 9-0 | | |
| | 1 | 1069亡者(1068) 1070大葉刈(1069) | 21#1 | 9-0 | 1 | 18 |
| 8 | 0 | 1099倭文神(1101) 1100天磐座(1103) | 22#6 | 9-0 | | |
| | 1 | 1101所不服者(1099) 1102故加(1100) 1103眞床追衾(1102) | 22#7 | 9-0 | 2 | 55 |

※28と1506~1509は本書内部では乱れないが、一書にまたがる乱れあり(→一書中の□)

一書

| | | | | | | |
|----|---|---|---------|-------|----|-----|
| 1 | 0 | 25漂蕩(30) | 1#3 | 1-1 | | |
| | 1 | 26葉木國(29) 27可美(31) | 1#3 | 1-1*2 | 1 | 23 |
| 2 | 2 | [28成此純男(25)] 29状貌(26) 30有化生之神(27) 31浮經(28) | 1#3~4 | 1-0*1 | 3 | 137 |
| | 0 | 32混成之時(33) | 1#5 | 1-3 | | |
| 3 | 1 | 33彦舅(32) | 1#5 | 1-2 | 1 | 33 |
| | 0 | 84投戈(85)~94約束(95) 95後和(97)~102上詣於天(104) 103卜合(106) 104揚乎(107) | 3#1~7 | 4-1 | | |
| 4 | 1 | 105瑞(84) 106妍哉(96) 107大占(105) | 3#1 | 4-1 | 21 | 232 |
| | 0 | 158海神等(159) 159其母(161) | 4#3 | 5-6 | | |
| 5 | 1 | 160倉稻魂(158) 161少童(160) | 4#3*4 | 5-6 | 2 | 59 |
| | 0 | 177磐裂(178) 178劔「頭」(179) | 5#1 | 5-6 | | |
| 6 | 1 | 179劔鋒(177) | 5#2 | 5-6 | 2 | 33 |
| | 0 | 202放屍(203)~204遂建(205) 205吾夫君言如此者(207)~ 209自此莫過(211) 210長道磐(213)~216盪漉(220) | 5#3~6#1 | 5-6 | | |
| 7 | 1 | 217祓除(219) 218所汚(221)~223將矯(226) 224勅任(228) 225滄海原(229) | 6#2~4 | 5-6 | 1 | 4 |
| | 2 | 226表津(227) 227潮八百重(230)~233河中所在五百箇盤石(236) | 6#4~6 | 5-6*7 | 2 | 133 |
| 9 | 3 | 234泉津平坂(202) 235絶妻之誓(206) 236岐神(212) | 6#7 | 5-6 | 32 | 678 |
| | 0 | 237正勝(238) | 6#7 | 5-8 | | |
| 10 | 1 | 238身中(237) | 6#1 | 5-8 | 1 | 19 |
| | 0 | 239石躑(240)~243請勿視吾(244) | 6#1*2 | 5-8*9 | | |
| 11 | 1 | 244難山祇(239) | 6#2 | 5-8 | 5 | 99 |
| | 0 | 276就候(277)~284爲水田種子(285) | 7#4~6 | 5-11 | | |
| 12 | 1 | 285保食神(276) | 7#6 | 5-11 | 9 | 247 |

一書の方では複数回にわたり戻っていることから、複雑に、しかも概して大きく前後している様子が窺える。

そこで、本書に見られる配列順序の転倒について具体的に例を見おきたい。文字数で言えば最も大きく前に戻っている本書第8番の、二項目飛び越し、五五文字前に戻っている例である。

〔御巫本〕(二二オ6) (二二ウ1)
……¹⁰⁹⁹倭文神(1101) ¹¹⁰⁰天磐座(1103) ¹¹⁰¹所不服者(1099) ¹¹⁰²故加(1100)
¹¹⁰³眞床追衾(1102) ……

〔書紀〕(第九段本書)

〔……其¹⁰¹所不服者¹⁰¹唯星神香背男耳。故加遣¹⁰⁹⁹倭文神建葉槌命者則服。故二神登天也。倭文神、此云斯圖梨俄末。果以復命。于時、高皇產靈尊、以¹¹⁰³眞床追衾覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊使降之。皇孫乃離¹¹⁰⁰天磐座、(天磐座、此云阿麻能以簸矩羅。)且排分天八重雲、……

この例の場合、第二節で見た例のように前に戻った最初の項目が訓注を持つ語句というわけではなく、戻った理由は明らかでない。

しかし、ここで御巫本が基にした書紀について少し考えてみたい。今のところ、それがどんな体裁のものであったか定かではないが、

管見の限りでは、現存する書紀諸本のうち、一行あたりの字詰は少ない部類の兼夏本などでも一四字詰なので、それより大幅に少ないことはあるまい。すると、配列順序が転倒している項目間の五五文字というのは、多くても四行弱しか離れていないことになる。この例は、本書の中で最も大きく前に戻る例であるから、その他の例は、もっと近い位置にあるはずであり、飛び越している項目数も少ない。となると、何かを契機に大きく前に戻ったと考えるよりも、単純に、

不注意による見落としに気付き、その時点で落とされた語句を拾ったと見てよいのではないだろうか。四行弱というのは、ごく近いとは言えないかもしれないが、条件によっては不注意による見落としにも気付き位置関係であるように思われる。1099・1100の場合、共に分注部分に訓注を持つているため、目に留まった訓注を持つ部分を先に採った後で、¹¹⁰¹以下も必要なことに気付き、前に戻ったと考えられるのである。もっと近い位置にある他の例なら、さらに不注意による見落としにも気付きやすいだろう。

このように、本書の中に見られる配列順序の転倒は、ごく近い位置(おそらく半丁以内)の例に限られ、不注意による見落としのための転倒と考えられる例ばかりである。つまり、前節で見た一書の例のように、大きく前に戻って再度採り直したと見られる例や複雑に前後する例がない。これは、本書部分では、訓注が語句の直後に分注形式で示されるため、後から訓注の存在に気付き、前に戻るということがなかったということと無関係ではあるまい。この点を踏まえた上で、改めて、配列順序の転倒と訓注との関わりというものを考えてみたい。

【表】の本書部分において、a欄に網掛けしてある部分が少なく、配列順序の転倒と訓注との関わりがほとんど考えられないのは、右に述べた通りである。よって、訓注との関わりが問題になるのは、一書における配列順序の転倒のみとなる。

一書における配列順序の転倒は三三箇所あり、そのうち訓注が関わっていると考えられる例は、a欄に網掛けしてある一九箇所である。a欄1〜3のグループの最初にある項目は、それ以前の項目を飛び越している例なので、それが訓注を持つ語句であるということ

は、訓注を契機として前に戻った可能性が考えられる。

ただ、一書のうちにも、本書の例のように不注意による見落しのための転倒はあると考えられるので、その基準を本書に見られる配列順序の転倒に準じて三項目五五文字程度までとすると、【表】の一書の第1・3・6・7・10・15・18・19・21・28・30・31・32番の一三箇所が同様の例と考えられる。やや範囲を広げて、第5・13番を許容しても、大幅な配列順序の転倒例として一八箇所が残り、この点、本書と一書の配列順序の転倒に、性質的な違いがあることが見て取れよう。

残った一八箇所のうち、訓注が契機となり前に戻ったと考えられるa欄に網掛けした例は一二箇所あり、結局、大きな転倒の三分の二までもが訓注と関わりを持つと見られるのである。

また、e欄の飛び越している項目数のみに注目し、本書に見られない、四項目以上を飛び越している箇所を見ると、一二箇所中一箇所までが訓注と関わりを持つことになり、多くの項目を飛び越して、大幅の前に戻っているのは、ほぼ、訓注との関わりによる例に限られると言える。

このように、一書部分に見られる配列順序の転倒のうち、かなりの部分は、訓注と関わりを持つと言える。書紀本文に付された片仮名訓を前から順次拾っていったという御巫本の成立を考えると、第二節で見てきたように、後に訓注があつても、それより前にある訓注でない箇所から採るのは自然であり、途中で後にある訓注の存在に気が付き、改めて本文を遡り、前に戻って採るというような作業をするのもまた、自然である。その証拠が、右の数字であろう。逆に、訓注が分注として語句の直後に付されている本書部分では、あとか

ら気付くといった契機になるものがないので、こういった配列順序の大きな転倒がないのも、当然と言える。

さて、前に戻る契機として訓注を考えると、その訓注の影響がどこまで及んでいるかという点が問題になる。この点について、万葉仮名を中心に見ておきたい。

四

御巫本で和訓を示すのに使用されるのは、一音について一、二種の主要な万葉仮名（以下、主要万葉仮名）に偏っており、その他の万葉仮名（以下、稀出万葉仮名）は、あまり使用されない。よって、稀出万葉仮名と訓注で使用される万葉仮名で共通するものがあれば、そこに訓注の影響を考慮することができる。

まず、全体では、神代紀上下における訓注は一二三例あり、これらのうち、見出し語句が一致する項目は七八例、抜き出し方の異なる項目が三七例、該当する項目のない場合が一七例ある。訓注以外の部分で採録したと思われる抜き出し方の異なる項目や、該当する項目を見出せない例が合わせて五四例あることから、訓注をさほど尊重していない様子が窺える。見出し語句が一致する例の中にも、和訓が一致しない項目は一一例あり（一例は、和訓が万葉仮名では示されない）、結局、訓注と、見出し語、和訓とも一致していると言える項目は六八例と約半数である。さらに、万葉仮名まで、訓注と全て一致している例となると、次の七例のみになる（ただし、後の二例は、御巫本における主要万葉仮名とも一致している）。

【書記訓注】

【御巫本】

少女、此云鳥等咩（四一〇）

少女、鳥等咩（二ウ4）

見られるので、別々の位置で採る方がよいと考え、例外的に1191を訓注部分で採ることにした。

この項目については、万葉仮名に、「¹¹⁹¹頗傾 可矛盾」と、「可」が「歌」を簡略化したものと考えられる他、「矛」が御巫本内部において用いられる唯一例でかつ訓注の万葉仮名と一致しているなど、訓注の影響が考えられる。訓注部分で採れば当然とも言えるが、全く同じでないことにも注意しておかねばならない。つまり、訓注を見て参考にはしても、そのまま採り入れてはいないということである。これは、訓注を契機に戻ったと考えられる例や、本書で訓注を持つ語句に付された例に万葉仮名の影響がさほど現れていないのと同じ傾向である。つまり、訓注の万葉仮名を参照はしても、積極的に採り入れようとはせず、むしろ、主要万葉仮名を使用しようとする傾向にあったと言えよう。

では、訓注の影響はごく小さかったのかといえ、必ずしもそうは言えない。和訓には、かなりの影響が見られる。万葉仮名が違っているても和訓が同じである項目は多いし、項目に訓注の前後が長く採られていても訓注と重なる部分は和訓が異なる例や、和訓が万葉仮名で示されておらずとも(カミ→神、など)同じであると判断できる例なども見られ、訓注の和訓とはつきり異なると言える項目は一五例に過ぎない。しかも、その異なる部分とは、語義が理解できなかつたためなどによる写し間違いと考えられる不審な例が多いのである。

以上のことから、基本的な姿勢としては、訓注を参照することはあっても、積極的に万葉仮名に至るまでそのまま採り入れようとするのではなく、むしろ、使用する万葉仮名をある程度統一し、片仮

名傍訓を中心に採録しようとしていたと言えよう。ただ、現存する書紀古写本を見ても、片仮名傍訓と訓注に共通する和訓が見られるように、¹¹⁹²和訓に関しては訓注と片仮名傍訓には差がないため、結果として、和訓にかなりの訓注の影響があるように見えるのである。この結果は、第二節で見た、基本的に一書の後に一括されている訓注部分では採録しないという方針と矛盾せず、よって御巫本の成書化にあたっては、片仮名傍訓を中心に採録しているを見て問題はないだろう。

五

以上のように、御巫本の項目の配列順序を調べてみると、基本的には冒頭から順に語句を拾っているものの、途中、三〇箇所以上にわたって配列順序に転倒が生じる箇所があることが分かった。この配列順序の転倒は、本書一書ともに現れるが、本書においては、前に戻るものは、多くても三項目飛び越したか、五五文字戻っただけで、もとの書紀を想定しても、さほど離れた位置まで前に戻るわけではなく、不注意による見落としにすぐに気付き補ったと見られる程度の配列順序の転倒であると言える。一書には、同様の転倒もいくらかはあるが、そうではない、多くの項目、多くの字数を前に戻る箇所がかなり見られる点に特徴がある。このように、本書と一書で差があるのは、配列順序の転倒の契機が訓注にあるためだと考えられる。本書部分では訓注が該当語句の直後に分注形式で示されるため、後から訓注の存在に気付くということがなかったが、一書部分では、後に一括してあげられた訓注を契機に前に戻るといふ事態が起り得たためである。つまり、前から順に項目を採録していく

途中で訓注に気付き、採録し落とした語句を求めて前に戻り、その後、改めてその位置からまた後ろに向かつて進んで行くという方法を考えると、かなりの配列順序の転倒した部分を説明できるのである。

そうでありながら、御巫本で使用される万葉仮名に訓注の影響がさほど見られないのは、あくまでも訓注は参照する程度で積極的に採り入れようとはしない基本姿勢によるものであり、一方で和訓に訓注の影響が見られるのは、もとにあった片仮名傍訓にもその影響があったからであると考えられる。一書の後に一括された訓注をそのまま引用せず、もとの本文に戻っている点は、片仮名傍訓を中心に採録していったという傍証にもなる。

以上のことから、御巫本に見られる配列順序の転倒は、講義の姿を映したためのものというよりも、片仮名傍訓を採録するにあたって、後に一括して挙げられた訓注の存在が影響を及ぼしたためのもと考えられる。

注

- (1) 『日本上代の文章と表記』(昭和四五年二月 風間書房)。西宮氏は、国史大系「乙本」を御巫本で代表させている。
- (2) 神宮古典籍影印叢刊2「古事記 日本書紀(下)」解説「日本書紀私記」(昭和五七年四月)
- (3) 神代下は1000番代とした。歌謡部分は書紀本文に拠ったものであることが使用万葉仮名からも明らかなので除外してある。
- (4) 書紀本文は日本古典文学大系「日本書紀」によった。分注部は(1)で示すこととする。国史大系の本文とは、一書部分で後に一括されている訓注の位置が異なっているが、配列順序を考える上で、日本古典文学大系の方が適当であるのでこちらを採用した。
- (5) 注(2)に同じ。
- (6) 注(2)に同じ。

(7) ちなみに、訓注部分には、「ハナツ」系の傍訓はなく、音読や「ヒハカツ」(兼夏本・一筆本)などがあるのみである。

(8) 例えば、「吾當(五オ3)」は、神代紀上下八箇所に見られるが、和訓に「安礼称也」とあることからその位置の推定が可能である。「安礼」は「吾」の和訓として適当であるが、「称也」が一見不審なため、八箇所の本文を見てみると、「吾當寝息(五一六)」のみが「称也」と続き得るので、この位置と判断できる。

(9) 第4・9・11・12・16・17・20・22・23・25・27・33番の例。なお、不注意による見落しのため転倒と考えられる例でも、第1・3・15・18・19・31番および第5番の七例は、訓注が契機となり前に戻ったと見る可能性がある。

(10) 第4・9・11・12・14・16・17・22・23・25・27・33番のうち、第14番を除く例。

(11) 御巫本に五例以下しか見られない例を取り上げて比べた。

(12) 「波」は、訓注の「婆」を「婆」と誤認し、さらにそれを簡略化したものと考えられる。

(13) 注(7)箇所参照。

— 本学大学院博士後期課程 —